

(Daily 日本史) ～律令国家の成立～

【問】 2002 年 関西大学 商 1 部

次の文の(1)～(10)に入れるのに最も適当な語句を後の語群から選び、その記号をマークしなさい。

正倉院には、シルクロードをへて伝来したとされる多くの美術工芸品が収蔵されている。これらとともに多くの文書もあって、古代社会を知るうえで重要な史料とされている。このうちの一つとして戸籍と計帳がある。

養老令の官撰注釈書である『(1)』の戸令によると、「凡そ計帳を造らむことは、年毎に六月卅(30)日以前に、京国の官司、所部の手実を責へ。具に家口・年紀(家族数とその年齢)を注せよ。(中略)凡そ戸籍は、(2)年に一たび造れ。(中略)凡そ戸籍は、恒に五比(5回分)留めよ。其れ遠き年のは、次に依りて除け。」などと規定されている。

戸籍は、戸を単位とした課役、良民と賤民の身分の掌握、氏姓の確定などのための基本台帳であったばかりでなく、(3)の徴発や、6歳以上の男女に一定額の口分田をあたえる(4)のさいにも、戸籍にもとづいて徴発人数や受田額が定められた。(3)の一部は、宮城や京内を警備する衛士や九州北部の沿岸をまもる防人となった。また、計帳は、各戸主から戸口の姓名や年齢、身体的特徴を記した申告書を提出させ、これをもとに京職や国司のもとで作成された。この計帳は(5)・調の賦課台帳として毎年作られた。

全国的な戸籍が作成されたのは、(6)天皇9年(670)のことで、この戸籍を(7)といい、永久保存されることになっていた。(8)令の完成した翌年の(9)天皇4年(690)にも、全国的戸籍が作成された。この戸籍を(10)という。しかし、いずれも現在に伝えられていない。現存する最古の戸籍としては、大宝2年(702)に作成された美濃・筑前・豊前などのものがあり、計帳では神亀元年(724)に作成された近江国志向郡(志賀郡)計帳がある。いずれも正倉院に収蔵されている。

〔語 群〕

- | | | | |
|----------|-----------|----------|----------|
| (ア) 令集解 | (イ) 令義解 | (ウ) 延喜式 | (エ) 六 |
| (オ) 十 | (カ) 三 | (キ) 部 民 | (ク) 奴 婢 |
| (ケ) 兵 士 | (コ) 荘 園 | (ケ) 条里制 | (シ) 班田収授 |
| (ス) 贄 | (セ) 庸 | (ソ) 義 倉 | (タ) 出 挙 |
| (チ) 天 智 | (ツ) 天 武 | (テ) 持 統 | (ト) 文 武 |
| (ナ) 庚午年籍 | (ニ) 辛酉年籍 | (ヌ) 庚寅年籍 | (ネ) 近 江 |
| (ノ) 大 宝 | (ハ) 飛鳥浄御原 | | |

【解答】

1 (イ) 2 (エ) 3 (ケ) 4 (シ) 5 (セ)

6 (チ) 7 (ナ) 8 (ハ) 9 (テ) 10 (ヌ)